

# 検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:21-0014)  
2021年2月 C-01

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0129第1号」により下記の検査項目に検査実施料が  
新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

## ■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
SCCA2	300点

## ■ 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
カルプロテクチン(糞便)	276点

## ■ 適用日

2021(R3)年 2月 1日 から適用

## ▼ 詳細内容

太字下線部分が変更されました。

検査項目	SCCA2
保険点数	300点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014」自己抗体検査の「35」
備考	<u>15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により血清中のSCCA2量を測定した場合は、本区分の「35」抗デスモグレイン1抗体の所定点数を準用して、月1回を限度として算定する。ただし、本検査及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」TARCを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u>

検査項目	カルプロテクチン(糞便)
保険点数	276点
判断料	尿・糞便等検査判断料(34点)
診療報酬点数表区分	「D003」糞便検査の「9」
備考	ア「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、 <b>ELISA法</b> 、FEIA法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。